



ちようふ



発行：調布市（毎月5日・20日発行）所在地：〒182-8511 東京都調布市小島町 2-35-1
編集：行政経営部広報課

市ホームページ：https://www.city.chofu.tokyo.jp/

☎042-481-7111

CONTENTS(主な内容)

- 令和2年度調布市人事行政の運営等の状況……………3
- 農業体験ファーム利用者募集……………3
- 調布市スーパープレミアム付商品券の
使用期限を延長……………4
- 児童手当の手続きが電子申請で可能に……………4
- 特集「映画のまち調布」……………8・9

市報ちようふの配布に関する問い合わせは
市報ちようふ配布コールセンター
☎050-5357-9679へ

新型コロナウイルス感染症対策担当☎481-7233

1月8日時点の情報

東京都などに 緊急事態宣言発令中!

1月7日に1都3県を対象に発令された国の緊急事態宣言を受けて、都は緊急事態措置を公表しました。不要不急の外出自粛など人の流れを最小限に抑えながら、市民や事業者の皆さんにも感染予防を徹底していただき、これ以上の感染拡大を防止していかなければなりません。ご自身の命と健康、大切な人を守るため、感染拡大防止の取り組みの徹底をお願いします。

新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため

不要不急の外出の自粛を

緊急事態措置などの内容 (2月7日まで)

外出自粛

- 次の外出を除く不要不急の外出自粛を
医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康維持のために必要な外出
- 特に、午後8時以降の徹底した不要不急の外出自粛を
- 必要な外出も短時間に
- 不要不急の都と県をまたぐ移動の自粛を



店舗・施設

- 飲食店などで営業時間を午後8時までに短縮
- 酒類の提供は午前11時～午後7時に制限
(宅配・テイクアウトは対象外)



イベントの開催

- 最大5000人かつ収容率50%以下に
- 開催時間を午後8時までに短縮する協力の依頼



学校

- 一斉休校せず
感染防止対策を徹底



出勤

- 「週3日・社員の6割以上」のテレワークの実施などにより、職場での出勤者数の7割削減を目指す
- 午後8時以降の勤務を抑制



市民の皆さんに必ず守って欲しいこと

3つの密は絶対に避ける

- 人混みや近距離での会話を避ける
- 多くの人が集まる室内で大きな声や歌うことを避ける
- 呼気が激しくなる運動は避ける



基本的な感染対策の徹底を

- マスク着用と咳エチケット
- 室内換気と適度な保湿
- こまめな手洗い
- アルコール消毒の徹底
- 人と人との距離の確保



体調不良時や発熱時は

- 休暇の取得
- 学校の欠席
- 外出の自粛を



都の緊急事態措置を受けた市の施設・イベントの対応は2面をご参照ください → → →

手をつなぐ樹 376



成果を信じて

1月4日のサッカー・ルヴァンカップにおけるわがFC東京の3度目の栄冠(註)には多くの市民が快哉を叫びましたことだろう。コロナ禍でもすると市内全体の雰囲気も沈みがちになる中、本当に久しぶりの朗報だった。

しかし、コロナ感染の波はさらに深刻度を増し、今月7日には昨年4月に続き2度目の緊急事態宣言が政府から発令された。飲食店等対象となった業種の方々のご苦勞は察するに余りある。また、在宅勤務や時差出勤の増加により家庭内にさまざまな問題が生じてくる可能性もあろう。さらに、何が不要不急かと言えれば厳密な線引きが難しい場合もあるだろうが、午後8時以降の外出についても自粛を心掛けなければならない。とにかく、対象とされた地域の全住民が一体となって取り組まなければ事態の好転が見込めない以上、一人ひとりが最大限の協力をしていくしかない。

市としても、宣言の要請内容を正確に把握した上で、それに沿った措置をとることになり、時間制限などにより、一部の公共サービスの縮小を余儀なくされている。

一カ月を経過したのちに感染者数が減少に転じていることを心から期待することは当然だが、その間の生活においてお困りの事があるについては市としても、ともに考えさせて頂きたい。

調布市長

長友貴樹

(註) ルヴァンカップの前身であるヤマザキナビスコカップを含む。